

大通達甲（広報）第5号  
大通達甲（会計）第3号  
大通達甲（人少）第4号  
大通達甲（捜一）第1号  
令和7年3月25日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部広報課長  
警務部会計課長  
生活安全部人身安全・少年課長 殿  
交通部高速道路交通警察隊長  
各警察署長

警務部長  
生活安全部長  
刑事部長

犯罪被害者等の支援に係る各種費用の公費負担実施要綱の改正について（通達）

犯罪被害者等に対する医療費等の公費負担については、「犯罪被害者等の支援に係る各種費用の公費負担実施要綱の改正について」（令和5年12月11日付け大通達甲（広報）第15号、（会計）第16号、（人少）第26号、（捜一）第12号）により運用しているところであるが、この度、別添のとおり「犯罪被害者等の支援に係る各種費用の公費負担実施要綱」を改正し、令和7年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）  
（会計課出納係）  
（人身安全・少年課人身安全対策第一係）  
（捜査第一課検視係）

## 別添

### 犯罪被害者等の支援に係る各種費用の公費負担実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定する犯罪被害者等及びその関係者をいう。以下同じ。）の経済的負担及び精神的負担を軽減するための各種費用の公費負担（以下「公費負担」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 公費負担の対象費用

この要綱において、公費負担の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

- 1 医療機関等における診療、検査、処置、診断書等の交付等に要する費用（以下「医療費等」という。）
- 2 犯罪等（基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。以下同じ。）に起因する精神的被害に係るカウンセリング及び診療（以下「カウンセリング等」という。）に要する費用（以下「カウンセリング等費用」という。）
- 3 解剖後の遺体修復及び遺体搬送に要する費用（以下「遺体修復・搬送費用」という。）
- 4 犯罪現場のハウスクリーニングに要する費用（以下「ハウスクリーニング費用」という。）
- 5 一時避難場所の確保に要する費用（以下「一時避難場所確保費用」という。）
- 6 代替の制服等（学生服、体操服等をいう。以下同じ。）の購入に要する費用（以下「代替制服等購入費用」という。）
- 7 犯罪被害者等の保護を目的としたビデオカメラ等（以下「保護対策機器」という。）の借上げに要する費用（以下「保護対策機器借上費用」という。）
- 8 犯罪被害者等に対し交付する供花、供物等に要する費用（以下「供花等費用」という。）

#### 第3 公費負担の共通的事項

##### 1 公費負担の対象事件

公費負担の対象となる事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる事件とする。

##### (1) 身体犯に係る事件

- ア 殺人の罪（未遂を含む。）
- イ 強盗致死傷の罪（未遂を含む。）
- ウ 強盗・不同意性交等及び同致死の罪（未遂を含む。）
- エ 不同意性交等の罪（未遂を含む。）
- オ 不同意わいせつの罪（未遂を含む。）
- カ 監護者わいせつ及び監護者性交等の罪（未遂を含む。）
- キ 不同意わいせつ等致死傷の罪
- ク 未成年者略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）

- ケ 営利目的等略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）
- コ 身の代金目的略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）
- サ 所在国外移送目的略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）
- シ 人身売買の罪（未遂を含む。）
- ス 逮捕及び監禁の罪
- セ 逮捕等致死傷の罪
- ソ 傷害致死の罪
- タ 傷害の罪
- チ 前記アからタまでに掲げるもののほか、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）が公費負担を必要と認める事件

(2) 重大な交通事故事件

- ア 死亡ひき逃げ事件（車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）の交通により犯罪被害者（犯罪等により害を被った者をいう。以下同じ。）が死亡した場合において、同法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。）
- イ ひき逃げ事件（車両の交通により犯罪被害者が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。）
- ウ 交通死亡事故等（車両の交通により犯罪被害者が死亡した事故及び犯罪被害者が全治3か月以上の傷害を負った事故（前記ア及びイの事件を除く。）をいう。）
- エ 危険運転致死傷の罪等に該当する事件（危険運転致死傷の罪、無免許危険運転致死傷の罪及び無免許危険運転致死傷の罪に該当する事件（前記アからウまでに掲げる事件を除く。）をいう。）

(3) 深刻な精神的被害を伴う事件（前記(1)及び(2)に掲げる事件のほか、犯罪被害者等の精神的被害が深刻な事件であって、事件を担当する署長等が支援を行う必要があると認めるものをいう。）

2 公費負担しない場合

次のいずれかに該当する場合は、公費負担しないものとする。

- (1) 犯罪被害者等が公費負担を希望しない場合
- (2) 犯罪被害者等が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある暴力団、極左暴力集団、暴走族等の組織に属し、又はこれらの組織と密接な関係を有する者である場合
- (3) 社会通念上、公費負担することが適切でない認められる場合

3 公費負担の適否の判断

(1) 公費負担実施伺の作成

交通部高速道路交通警察隊又は警察署（以下「警察署等」という。）の対象事件を担当する職員は、対象事件のうち公費負担を必要と認めるものを認知したときは、犯罪被害者支援業務を主管する課（係）及び会計業務を主管する課（係）と協議の上、事件管理総合システム（事件管理総合システム運用要領（令和3年2月26日付け大通

達甲（刑企）第1号ほか別添）に定める事件管理総合システムをいう。）の犯罪被害者支援業務機能を利用して公費負担伺書（第1号様式）を作成し、署長等に報告すること。

## (2) 公費負担の適否の決定

署長等は、前記(1)の規定による報告を受けた場合は、速やかに公費負担の適否について決定すること。

## 4 広報課長又は人身安全・少年課長との事前協議

署長等は、公費負担（後記第4の1に規定する医療費等にあつては人工妊娠中絶に要する費用、後記第4の3に規定する遺体修復・搬送費用にあつては遺体修復に要する費用、後記第4の5に規定する一時避難場所確保費用にあつては人身安全関連事案以外の事案に係るものに限る。）をしようとする場合は、事前に警務部広報課長（以下「広報課長」という。）と協議の上、その適否を決定すること。実施の適否、公費負担の範囲等に疑義がある場合も同様とする。また、後記第4の5に規定する一時避難場所確保費用のうち、人身安全関連事案に係るものは、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）と協議の上、その適否を決定すること。

## 5 公費負担の通知

署長等は、公費負担することを決定した場合は、その旨を公費負担通知書（第2号様式）により、医療機関、業務を依頼する業者等に通知すること。また、犯罪被害者等が既に公費負担の対象費用を自己負担している場合で、公費負担することを決定したときは、その旨を当該犯罪被害者等に通知すること。

## 6 支払手続等

署長等は、医療機関、業務を依頼した業者等から費用の請求があつた場合は、速やかに支払手続を行うこと。また、犯罪被害者等が既に公費負担の対象費用を自己負担している場合は、事前に広報課長又は人身安全・少年課長に報告の上、医療機関、業務を依頼した業者等への支払金額が確認できる領収書等を添付した医療費等請求書（第3号様式）を当該犯罪被害者等から受領し、支払手続を行うこと。これらの場合において、署長等は、受領した請求書の写し及び支払調書の写し（支払調書を作成した場合に限る。）を広報課長又は人身安全・少年課長に送付すること。

## 7 留意事項

### (1) 心情に配慮した対応

職員は、精神的被害の深刻な犯罪被害者等への対応に当たっては、特に心情に配慮し、言動等に注意すること。また、公費負担に当たっては、犯罪被害者等に無用な負担を掛けることのないよう努めること。

### (2) 保秘の徹底

署長等は、医療機関、業務を依頼した業者等に対し、個人情報、捜査情報等の適切な取扱いについて十分な説明をするなど、保秘の徹底を図ること。

## 第4 各種公費負担の個別的事項

### 1 医療費等に係る公費負担要領

(1) 公費負担の対象費用

公費負担の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

ア 診断書料

犯罪被害者を診断した医師が作成した診断書の交付に要する費用

イ 死体検案書料

犯罪被害者を検案した医師が作成した死体検案書の交付に要する費用

ウ 初診料

犯罪被害者の初診時における診察に要する費用

エ 初回処置料

犯罪被害者の初診時における一般的な処置に要する費用

オ 検鏡検査料

性犯罪被害者の膣内、直腸内又は口腔内の精液の有無について検査を行う検鏡検査に要する費用

カ 性感染症等検査料

性犯罪被害者のH I V、B型肝炎、C型肝炎、クラミジア、淋病、梅毒その他医師が必要と認める性感染症又は妊娠の検査に要する費用（再診に要する費用を含む。）

キ 緊急避妊に要する費用

性犯罪被害者の膣内の洗浄代、処方箋代、薬代等緊急避妊に要する費用

ク 人工妊娠中絶に要する費用

人工的な手段を用いて意図的に妊娠を中絶するために要する費用

(2) 公費負担の範囲

ア 医療費等の対象費用

医療費等の公費負担は、原則として、保険診療による自己負担額を対象とする。

イ 診断書料及び死体検案書料

診断書料及び死体検案書料の公費負担は、事件捜査に必要な場合に各1通分の費用を対象とする。ただし、診断書料について、診療科目等が複数の医療機関等にわたる場合は、当該複数の医療機関等各1通分を公費負担の対象とする。

ウ 初診料及び初回処置料

- (ア) 初診料及び初回処置料の公費負担の対象者は、性犯罪被害者又は犯罪行為（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。）によって療養期間が1か月以上の負傷を負った犯罪被害者とする。

- (イ) 1医療機関当たりの公費負担額は、初診料及び初回処置料を合わせて25,000円を限度とする。ただし、性犯罪被害者については、この限りでない。

- (ウ) 公費負担の対象費用の算定に当たっては、次の事項に留意すること。

a 時間外、深夜又は休日の加算料を含むものとする。

b 診療科目等が複数の医療機関等にわたる場合は、当該複数の医療機関等各1

回分を公費負担の対象とする。

#### エ 診断書料、初診料及び初回処置料の公費負担の例外

初見で診断に至らなかった症状が新たに判明したなど当初の診断の内容に変更が生じた場合又は捜査上の目的で医療機関への再受診が必要な場合は、当該診断の内容が当初の犯罪被害（犯給法第2条第2項に規定する犯罪被害をいう。）と因果関係が認められる場合に限り、当該診断に係る初診料、初回処置料及び診断書料を再度公費負担することができる。

#### オ 緊急避妊に要する費用

性犯罪被害者が医療機関を受診する前に市販薬を服用していた場合であって、後に医療機関を受診し、医師によりその必要性が認められたときは、当該市販薬の費用を公費負担の対象とすることができる。

## 2 カウンセリング等費用に係る公費負担要領

### (1) 公費負担の対象者等

#### ア 対象者

公費負担の対象者は、犯罪等に起因する精神的被害が深刻な犯罪被害者等で、カウンセリング等を希望し、かつ、署長等が精神科医師、心療内科医師、公認心理師又は臨床心理士（以下「医師等」という。）によるカウンセリング等を要すると認めるものとする。

#### イ 対象費用

公費負担の対象となる費用は、医師等が対象者の精神的被害の回復に効果があると認めたカウンセリング等に係る初診料、再診料、精神科専門療法料、カウンセリング料、処方箋料、投薬料、検査料、入院費用その他の診療に要する費用とする。

### (2) 医師等の選定

カウンセリング等を実施する者は、犯罪被害者等が希望する医師等とする。ただし、犯罪被害者等が希望する医師等がない場合は、広報課長が選定した医師等とする。

### (3) 公費負担の範囲

#### ア カウンセリング等費用の対象費用

カウンセリング等費用の公費負担は、原則として保険診療による自己負担額を対象とする。

#### イ 対象期間等

カウンセリング等費用の公費負担の対象となる期間は、1回目のカウンセリング等を受けた日から3年以内とし、対象者1人当たりの公費負担額は、原則として年間80,000円を限度とする。ただし、広報課長が必要と認める場合は、この限りでない。

### (4) 公費負担に当たっての留意事項

#### ア 犯罪被害者等に対する公費負担の説明

署長等は、カウンセリング等費用の公費負担を決定した場合は、公費負担の対象

者に対して、当該公費負担の範囲等について説明を確実に行うこと。

イ 犯罪被害者等が未成年の場合の公費負担の説明

犯罪被害者等が未成年者の場合は、保護者等に対しても当該公費負担の説明を行い、その同意を得ること。

ウ 医師等に対する説明

署長等は、カウンセリング等費用の公費負担を決定した場合は、医師等に対して、当該公費負担の範囲等についてあらかじめ十分説明すること。

3 遺体修復・搬送費用に係る公費負担要領

(1) 公費負担の対象となる遺体

公費負担の対象となる遺体（以下「対象遺体」という。）は、司法解剖（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第225条第1項の規定に基づく解剖をいう。）をした遺体とする。ただし、解剖終了時に、死亡の種別が「病死」若しくは「自殺」と特定できた場合又は死者が身元不明である場合は、公費負担の対象とならない。

(2) 公費負担の範囲

ア 遺体修復に要する費用

解剖後の遺体修復に要する費用の公費負担は、解剖した対象遺体の防腐処置、殺菌処置、切開痕、縫合痕その他の傷痕を修復する専門的な処置等に要する費用を対象とする。ただし、遺体が腐乱し、炭化し、白骨化しているなど、遺体の状態から修復が困難である場合又は遺体修復によっても遺族等の精神的被害の軽減等の効果が認められない場合は、公費負担しないものとする。

イ 遺体搬送に要する費用

解剖後の遺体搬送に要する費用の公費負担は、警察署等（広報課長が警察署等以外の場所からの搬送を認める場合にあっては、その場所）から遺族等が対象遺体の搬送を希望する場所までの間の遺体搬送に要する費用（遺体搬送を希望する場所が県外である場合にあっては、搬送する区間の県内の区間に係る費用）を対象とする。ただし、遺族等が対象遺体の搬送を希望する場所が県外である場合であって、当該遺体が犯罪死に係るものであるときその他広報課長が必要と認めるときは、県外の区間に係る費用についても公費負担の対象とする。

なお、葬儀代金に遺体の搬送費用が含まれており、搬送費用のみを算出することが困難である場合は、公費負担しないものとする。

(3) 公費負担に当たっての留意事項

ア 遺体修復に係る留意事項

(ア) 遺体修復に係る遺族等への説明等

署長等は、遺族等に対して、遺体修復に係る公費負担についての説明を十分にを行い、その意思を確認し、遺族等が公費負担を希望した場合は、遺体修復承諾書（第4号様式）を徴すること。

(イ) 遺体修復の実施場所

解剖後の遺体修復は、専門業者が指定する場所において行うこと。

#### イ 遺体搬送に係る留意事項

##### (ア) 遺体搬送に係る遺族等への説明

解剖後の遺体搬送に要する費用を公費負担する場合は、遺族等に対し、警察が負担する費用は遺体搬送に要する費用のみであり、棺、衣装等に要する費用は公費負担の対象とならないことを説明すること。

##### (イ) 遺体搬送に使用する車両等

遺体搬送に使用する車両は、原則として、バン型<sup>きゆう</sup>霊柩車（搬送車）とすること。

#### ウ 業者の選定

業務を依頼する業者の選定に当たっては、遺族等の意向を十分尊重して行うとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受け、遺体搬送を確実に履行できる業者を選定すること。

#### 4 ハウスクリーニング費用に係る公費負担要領

##### (1) 公費負担の対象となる家屋

公費負担の対象となる家屋は、犯罪等により著しく汚損した犯罪被害者等が居住していた住宅とする。

##### (2) 公費負担の範囲

ハウスクリーニング費用に係る公費負担は、犯罪行為により汚損した住宅の清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等をいう。以下同じ。）に必要な費用を対象とする。

なお、犯罪行為により破壊した建具、家具等の交換、修復等に要する費用は、ハウスクリーニング費用には含まないものとする。

##### (3) 公費負担に当たっての留意事項

#### ア ハウスクリーニング実施承諾書の徴取等

##### (ア) ハウスクリーニング実施承諾書の徴取

警察署長は、犯罪被害者等に対して、ハウスクリーニング費用に係る公費負担についての説明を十分に行い、その意思を確認し、公費負担を希望した場合は、ハウスクリーニング実施承諾書（第5号様式）を徴すること。

##### (イ) 公費負担の説明

ハウスクリーニング費用を公費負担する場合は、犯罪被害者等に対し、警察が負担する費用は、住宅の清掃作業に必要な費用のみであることを説明すること。

#### イ 業者の選定

業務を依頼する業者の選定に当たっては、犯罪被害者等の意向を十分尊重して行うこと。

#### ウ 実施時の立会い

犯罪現場のハウスクリーニングの実施に当たっては、警察署長が指定する者を立ち合わせること。

#### 5 一時避難場所確保費用に係る公費負担要領



(1) 公費負担の対象者

公費負担の対象者は、次のいずれかに該当する者で、応急的かつ一時的な避難措置を行うことが必要と認められるものとする。

- ア 犯罪行為に起因して自宅が破壊、汚損等したことにより、当該自宅に居住することが困難な状況にある者
- イ 犯罪現場である自宅に引き続き居住することにより、精神的な二次的被害を受けるおそれがある者
- ウ 加害者、関係者等から加害行為を受けるおそれがある者
- エ 当該事案の社会的反響が大きいため、平穏な生活が阻害されるなどの二次的被害を受けるおそれがある者
- オ 前記アからエまでに掲げる者のほか、一時避難措置を行う必要があると署長等が認める者

(2) 公費負担に係る手続

ア 見積書の徴取

署長等は、対象者の一時的な避難場所を確保するため、一時避難場所確保費用を公費負担する必要があると認める場合は、避難場所となるホテル等の施設を選定し、当該ホテル等の事業者から宿泊料金見積書（第6号様式）又は同見積書に定める項目を具備する見積書（以下これらを「宿泊料金見積書」という。）を徴すること。

イ 一時避難措置の検討協議

前記アの規定により宿泊料金見積書を徴した署長等は、対象事案が人身安全関連事案である場合は人身安全・少年課長に、それ以外の事案である場合は広報課長に、一時避難措置検討書（第7号様式）及び宿泊料金見積書の写しを送付し、一時避難場所確保費用の公費負担の適否について協議すること。

ウ 支払手続

前記イに規定する協議の結果、一時避難場所確保費用の公費負担を決定した署長等は、対象者を選定したホテル等の施設に避難させること。

なお、一時避難措置終了後は、当該ホテル等の事業者から宿泊料金請求書（第8号様式）又は同請求書に定める項目を具備する請求書を徴し、速やかに支払手続を行うこと。

(3) 公費負担の範囲

一時避難場所確保費用に係る公費負担は、一人につき1泊7,000円以内（消費税を含む。）で、かつ、3泊以内の宿泊に係る費用（飲食費、通信費等を除く。）を対象とする。ただし、広報課長又は人身安全・少年課長が必要と認める場合は、この限りでない。

なお、宿泊に係る費用を捜査費等で支払う場合は、公費負担しないものとする。

(4) 公費負担に当たっての留意事項

ホテル等の施設を選定に当たっては、当該事案の内容、地域の事情等を十分に考慮

するとともに、当該ホテル等の事業者に対し、必要な範囲で一時的な避難について説明を行うこと。

## 6 代替制服等購入費用に係る公費負担要領

### (1) 公費負担の範囲

代替制服等購入費用の公費負担は、性犯罪被害者が着用していた制服等を警察が証拠品として押収したこと等に伴う代替の制服等の購入に要する費用を対象とする。

### (2) 公費負担に当たっての留意事項

性犯罪被害者及びその家族等に対して、代替制服等購入費用に係る公費負担について十分説明し、その意思確認を確実に行うこと。

## 7 保護対策機器借上費用に係る公費負担要領

### (1) 公費負担の対象者

公費負担の対象者は、保護対策機器を設置することにより、再被害の防止又は被害発生の抑止に効果があると認められる事案に係る犯罪被害者等とする。

### (2) 保護対策機器の運用

保護対策機器は、原則として、警察本部が管理する機器を優先して使用するものとし、民間業者からの保護対策機器の借上げについては、警察本部が管理する機器が使用できない等の理由がある場合に限り行うこと。

なお、保護対策機器のうちビデオカメラを特定の場所に設置し、又は固定して使用する場合は、「適正なビデオカメラの使用の徹底について」（平成29年3月24日付け大通達甲（刑企）第1号ほか）に定める事前協議を確実に行うこと。

### (3) 公費負担に係る手続

#### ア 借上申請

署長等は、被害者保護対策機器借上（新規・更新）申請書（第9号様式。以下「申請書」という。）に、広報課長が指定した民間業者から徴収した見積書を添付し、広報課長に保護対策機器の借上げの申請を行うこと。

#### イ 延長申請

署長等は、保護対策機器の設置期間の延長を行う場合は、申請書に前記アの民間業者から徴収した延長に係る見積書を添付して、再度、広報課長に申請を行うこと。

### (4) 公費負担の範囲

保護対策機器借上費用の公費負担は、原則として、保護対策機器の1か月間の借上げ料を限度とする。ただし、当該事案が解決に至らない場合で、引き続き保護対策機器の設置が必要と認められるときは、延長した期間についても公費負担することができる。この場合において、署長等は、機器設置終了日のおおむね1週間前までに、保護対策機器の設置期間の延長措置について、広報課長と協議を行うこと。

### (5) 保護対策機器の管理

署長等は、借上げた保護対策機器を適切に管理すること。また、保護対策機器の運用を終了した場合は、当該機器の異常の有無の確認及び保存データの消去確認を確実に

に行い、借上業者に返却すること。

## 8 供花等費用に係る公費負担要領

### (1) 公費負担の対象事由等

#### ア 対象事由

公費負担の対象となる事由は、次に掲げるもので、円滑な犯罪被害者等の支援活動に資すると認められるものとする。

- (ア) 犯罪被害者の通夜、葬儀等に対応する場合
- (イ) 犯罪被害者等の居宅等を訪問する場合
- (ウ) 犯罪等の現場において弔意を表す場合
- (エ) その他広報課長が必要と認めた場合

#### イ 対象費用

供花等費用の公費負担は、原則として、供花、供物等としての生花、線香、果物、菓子等の購入に必要な費用を対象とする。ただし、犯罪被害者等の心情に寄り添う円滑な犯罪被害者等の支援活動に資すると認められるもので、広報課長が必要と認める場合は、その他の物品の購入に必要な費用も含むものとする。

### (2) 公費負担の範囲

ア 供花等費用に係る公費負担は、原則として1事案について前記(1)アに掲げる事由ごとに各年度1回とし、1回につき3,000円を限度とする。ただし、広報課長が必要と認める場合はこの限りでない。

イ 捜査費等を執行する場合は、供花等費用を公費負担しないものとする。

### (3) 公費負担に当たっての留意事項

署長等は、供花等費用に係る公費負担を行う必要があると認める場合は、事前に広報課長へ供花等費用支出伺書（第10号様式）を送付し、公費負担の適否について協議すること。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。